

# 北海道食品機能性表示制度 ヘルシーDo

## パッケージ作成マニュアル



令和4年(2022年)6月1日現在

# ヘルシーDo商品に必要な表示

ヘルシーDo申請商品の包装表示作成にあたっては

- ・北海道食品機能性表示制度運用要綱
- ・北海道食品機能性表示制度認定手続要領
- ・北海道食品機能性表示制度運用要綱逐条解説

をご一読の上、作成してください。

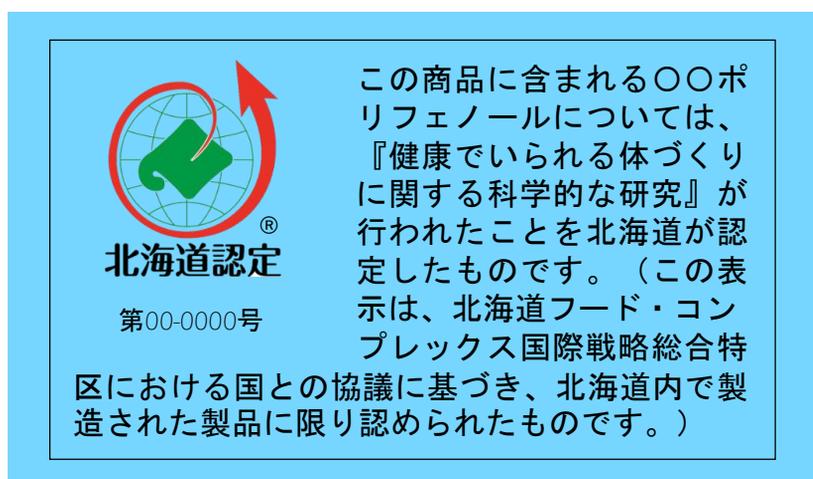
1. 認定文言（要綱第4第1項）
  2. 認定マーク（要綱第4第3項）
  3. 認定番号（要綱第4第3項）
  4. ロゴ（任意表示）
  5. 摂取方法（要綱第4第2項）
  6. 健康増進法の許可を受けた特定保健用食品との違いの説明（要綱第4条第2項）
  7. 摂取上の注意（要綱第4第2項）
  8. 利用上の注意（要綱第4第2項）
  9. 認定商品に含まれる機能性素材の量（要綱第4第2項）
  10. 食品表示法に基づく食品表示基準が定める事項（要綱第4第2項）
- ・ 上記のうち7～10については、容器包装等に表示することが困難な場合には、認定商品に添付する文書又は知事と協議した方法により表示することを認めるものとする。ただし、その旨を容器包装等で表示するものとする
  - ・ 食品表示法・食品表示基準などの関連法令を遵守すること  
「知っておきたい食品の表示」（消費者庁）  
「早わかり食品表示ガイド」（消費者庁）

# 1. 認定文言（要綱第4第1項）

この商品に含まれる〈成分名〉については、『健康でいられる体づくりに関する科学的な研究』が行われたことを北海道が認定したものです。（この表示は、北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区における国との協議に基づき、北海道内で製造された製品に限り認められたものです。）

- ・指定文言により改変不可
- ・〈成分名〉には、申請書4項「商品に表記する機能性素材および論文条の成分の名称」を記載
- ・容器包装又は容器の見やすい場所に記載

<表示例>



## 2. 認定マーク（要綱第4第3項）



■ ブラック (K100)

■ グリーン (C100Y100)

■ レッド (M90Y85)

- ・縦横比の改変含め変形不可
- ・色指定を守ること  
単色指定、白抜き（ネガ）は可
- ・認定文言に隣接する場所に表示
- ・清刷、データは道庁に問い合わせ
- ・北海道の名義により商標登録済

白黒 **可**



単色 **可**



白抜き **可**



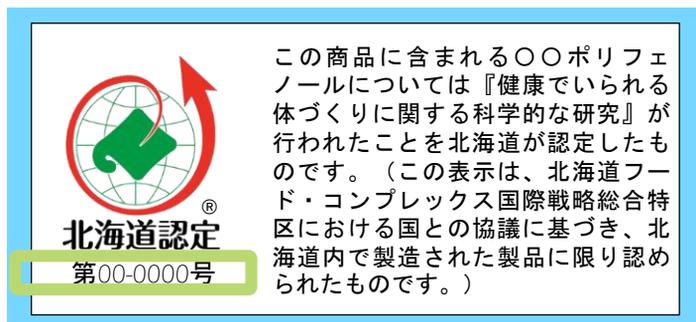
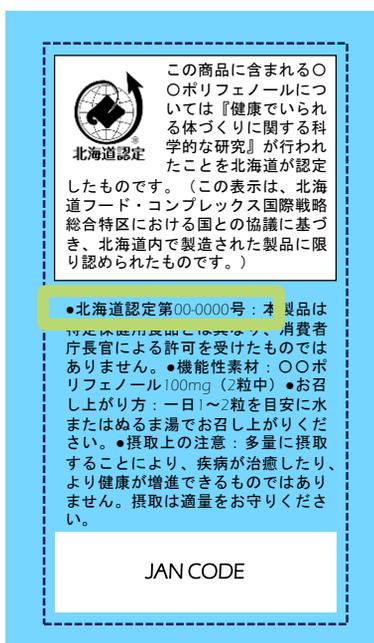
### 3. 認定番号（要綱第4第3項）

認定商品には「第00-0000号」が付与される。

任意の場所に **第00-0000号** と表示

- 申請段階では番号が付与されていないので仮の番号をアタリで表示してパッケージ見本を作成
- 記載場所の指定は無し
- 色指定は無し

<表示例>



## 4. ロゴ（任意表示）



- ・縦横比の改変含め変形不可（図と文字が一体）
- ・ロゴ単独での使用は不可
- ・色指定を守ること  
単色指定、白抜き（ネガ）は可
- ・清刷、データは道庁に問い合わせ
- ・北海道の名義により商標登録済

<表示例>



## 5. 摂取方法（要綱第4第2項）

- 一日の摂取目安および摂食方法  
ヒト介入試験の論文中で使用された1日摂取量を満たしていること
- 必要に応じて調理方法などを記載

### <表示例>

- 1日1袋を目安にお召し上がりください。
- 1日2個（50g）を目安に自然解凍してお召し上がりください。
- 1日2粒を目安に、水またはぬるま湯などと一緒に召し上がりください。
- 1日7g（1/4袋程度）を目安にお召し上がりください。

- 記載場所の指定は無し

（参考）

「健康食品の摂取量及び摂取方法の表示に関する指針について」

（昭和六三年十一月三〇日）（衛新第一九号）

（各都道府県知事・各政令市市長・各特別区区长あて厚生省生活衛生局長通知）

健康食品は、食品衛生法等の法令で表示することが定められている事項の他、次の事項を表示すること。

- (1) 一日の摂取量等の上限又は目安
- (2) 通常の形態及び方法によって摂取されないものにあつては、摂取の方法
- (3) 過剰に摂取することにより健康に障害を与えることが知られているものにあつては、その旨
- (4) 「食品」である旨

# 6. 健康増進法の許可を受けた 特定保健用食品との違いの 説明（要綱第4第2項）

本製品は、特定保健用食品と異なり、消費者庁長官による許可を受けたものではありません。

- ・趣旨が変わらない範囲で表現の変更は可能
- ・記載場所の指定は無し
- ・手続要領第6に規定

<表示例>

〇〇ポリフェノールは北海道産の〇〇から抽出したポリフェノールを独自の技術で△△した、×××なポリフェノールです。

(製造者調べ)

栄養成分表示：2粒（0.74g）当たり	
エネルギー：	2.88kcal
炭水化物：	0.70g
たんぱく質：	0g
脂 質：	0g
食塩相当量：	0.0008g

この商品に含まれる機能性素材（〇〇ポリフェノール）の量  
2粒当たり 100mg

本製品は、特定保健用食品と異なり、消費者庁長官による許可を受けたものではありません。

**食生活の基本は、主食・主菜・副菜を基本にバランスのとれた食事です。**

## 7. 摂取上の注意（要綱第4第2項）

多量に摂取することにより、疾病が治癒したり、より健康が増進できるものではありません。摂取は適量をお守りください。食生活の基本は、主食・主菜・副菜を基本にバランスのとれた食事です。

- ・趣旨が変わらない範囲で表現の変更は可能
- ・記載場所の指定は無し
- ・手続要領第6に規定

## 8. 利用上の注意（要綱第4第2項）

利用方法で、特に注意を必要とする事項を記載。

<表示例>

- ・小さなお子様の手の届かないところで保存してください。
- ・本品は疾病に罹患している者、未成年者、妊産婦（妊娠を計画しているものを含む）および授乳婦を対象に開発された食品ではありません。
- ・疾病に罹患している場合は、医師、薬剤師に相談してください。
- ・体調に異変を感じた際は、速やかに摂取を中止し、医師に相談してください。

- ・記載場所の指定は無し
- ・手続要領第6に規定

## 9. 認定商品に含まれる機能性素材の量（要綱第4第2項）

- ・栄養成分表示の枠外に記載
- ・機能性素材名は認定文言に記載したものと同一の表記をすること（※認定文言は2ページ参照）
- ・「摂取方法」に記載の1日あたりの摂取目安量についての量を記載すること
- ・生鮮食品の場合は10ページを参照

### <表示例>

（製造者調べ）

栄養成分表示：2粒（0.74g）当たり	
エネルギー：	1.44kcal
炭水化物：	0.70g
たんぱく質：	0g
脂質：	0g
食塩相当量：	0.0008g

この商品に含まれる機能性素材  
（〇〇ポリフェノール）の量  
2粒あたり 100mg

※乳酸菌については「発酵乳・乳酸菌飲料の表示に関する公正競争規約施行規則」第15条により、「容器包装には、乳酸菌数を表示しないものとする」となっている為この限りではない。ただし、特定保健用食品及び機能性表示食品にあつては、食品表示基準に定める基準により表示すること。

## 9. 認定商品に含まれる機能性素材の量（要綱第4第2項）

### ○生鮮食品の場合

- ・生鮮食品については、機能性が報告されている一日当たりの機能性素材の量に占める割合を表示することができます（表示例：本品にはA（機能性素材）が含まれ、本品を○個食べると機能性が報告されている一日当たりの機能性素材の量の△%（50%以上の値）を摂取できます。）
- ・生鮮食品は機能性素材の含有量にばらつきが生じることがあり得ることから、ばらつきを生じさせない対策を採ることを前提としつつ、どうしても表示値を下回る可能性がある場合は、「○○（機能性素材）の含有量が一定の範囲内に収まるよう、栽培・出荷等の管理を実施しています。しかし、△△は生鮮食品ですので、◇◇（ばらつきの要因）などによって、○○（機能性素材）の含有量が表示されている量を下回る可能性があります。」等の注意書きを付すこと。なお、当該表示をする場合は、その根拠となる資料を当該食品が販売されている期間を通じて保管し、必要に応じて情報を開示できるようにしておく

# 10. 食品表示法に基づく食品表示 基準が定める事項 (要綱第4第2項)

- ・一括表示、栄養成分表示ともに、食品表示基準に基づいて表示すること
- ・機能性素材名を原材料名に記載する際は、機能性素材の製品名ではなく食品原料としての名称を記載すること

<一括表示欄のイメージ>

名称	〇〇ポリフェノール加工食品
原材料名	〇〇ポリフェノール加工品、デキストリン
添加物	HPMC、チャ抽出物、ステアリン酸カルシウム
内容量	22.2g (0.37gx60粒)
賞味期限	枠外下部に記載
保存方法	直射日光、高温多湿を避け保存してください
製造者	製造者: (株) 北海道機能性食品 〒000-0000札幌市中央区北3条西6丁目 info@healthy-do.com

※栄養成分表示のイメージは本マニュアルの9項参照のこと

(参考)

「知っておきたい食品の表示」(消費者庁)

「早わかり食品表示ガイド」(消費者庁)

# 11. 機能性表示食品との併記 (要綱第4の2)

- ・ヘルシーDoにおける表示と、国の機能性表示食品における表示を誤認しないように「面」や「枠」等で明確に区分すること。
- ・国の機能性表示食品の表示で求められているものは国の表示に従う

＜表示例＞

ヘルシーDoにおける表示

届出表示

指定文言  
認定マーク

商品名：サプリDo

■名称：〇〇ポリフェノール加工食品  
■原材料名：〇〇ポリフェノール加工品、デキストリン/HPMC、チャ抽出物、ステアリン酸カルシウム  
■内容量：22.2g (0.37gx60粒)  
■賞味期限：枠外下部に記載  
■保存方法：直射日光、高温多湿を避け保存してください  
■製造者(株)北海道機能性食品 〒000-0000 札幌市中央区北3条西6丁目 info@healthy-do.com

お問合せ先： ☎ 0120-XXX-XXX  
<http://www.healthy-do.com/contact>

【1日目安摂取量】2粒  
【お召し上がり方】1日摂取目安量を守り、水またはぬるま湯でお召し上がりください。

【摂取上の注意】多量に摂取することにより、疾病が治癒したり、より健康が増進できるものではありません。摂取は適量をお守りください。

賞味期限/  
製造ロットNo/

届出表示

本品には〇〇ポリフェノールが含まれます。〇〇ポリフェノール運動によって生じる一過性の身体的疲労感を軽減する機能があることが報告されています。運動による身体的な疲労感を自覚している方に適した食品です。

食生活の基本は、主食・主菜・副菜を基本にバランスのとれた食事です。  
(製造者調べ)

栄養成分表示：2粒(0.37g)当たり

エネルギー：1.44kcal 炭水化物：0.35g  
たんぱく質：0g 脂質：0g  
食塩相当量：0.0004g

機能性関与成分：  
〇〇ポリフェノール 100mg

本品は、事業者の責任において特定の保健の目的が期待できる旨を表示するものとして、消費者庁長官に届出されたものです。特定保健用食品とは異なり、消費者庁長官による許可を受けたものではありません。

届出番号：F999

機能性表示食品

運動 身体的な疲労  
による が気になる方に

サプリDo

Suppli-Do

(株)北海道機能性食品

JAN CODE

機能性素材  
(機能性関与成分)  
の含有量

届出番号

※ヘルシーDoの表示と国の機能性表示食品との併記の場合「消費者庁長官に届出を行った機能性表示食品届出書一式の写し」を提出のこと